

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

国民年金制度が始まった当初から国民年金に加入したことを自慢していたのに、6年6か月も未納になっていることは考えられない。保険料を納める気持ちが無いならば、国民年金に加入したりしない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月24日に払い出されていることから、申立期間は保険料の納付が可能な期間であった。

また、申立人は国民年金制度発足時から国民年金に任意加入しており、国民年金に対する関心が高かったことがうかがわれることから、昭和36年4月の任意加入後、42年9月までの長期にわたり、国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、集金人に3か月ごとに納付し、保険料を納付した時には、国民年金手帳に印鑑を押してもらい、これ以外に、一枚の用紙に印鑑を押してもらったこともあるとしているが、A市では昭和37年11月以降、この申立人の主張どおり、集金人（国民年金推進員）による保険料の収納を開始しており、同年4月以降の現年度保険料については、集金人（国民年金推進員）に納付することも可能であった。

加えて、申立人が記憶する申立期間の保険料月額（100円程度）は、申立期間の大半（昭和36年4月から41年12月まで）の実際の保険料月額100円と

一致する。

一方、申立人は、当初、申立期間の始期である昭和36年4月から保険料を集金人に納付していたとしていたが、後の事情聴取においては、国民年金の任意加入手続時にA市B区役所で保険料を納付した記憶もあるとしている。

しかし、申立人は、その時に納付した保険料の金額、保険料の納付月数、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

愛知国民年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

申立期間当時、私が仕事で不在のため、同居していた母親が国民年金手帳を管理し、両親と私の保険料を納付していたのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和47年度に行われたものと推認される。同年度以降、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する前の昭和52年4月まで、申立期間の6か月を除いて保険料の未納は無いほか、申立人の両親は、国民年金制度発足以降60歳到達までの保険料をすべて納付しており、家族の保険料を納付していたとするその母親の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人が国民年金に加入した昭和47年度以降の保険料は、申立期間を除いてすべて現年度納付されていることが確認できる上、申立人の母親は申立期間の保険料を納付しており、母親が申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

国民年金には、制度の発足時から加入していた。加入手続は夫が行ってくれたが、保険料は夫や私が、最初のころはA小学校で、その後は集金人に、さらにその後は銀行で二人分を一緒に納付していた。

夫の保険料は昭和36年4月から納付済みとされているのに、私の記録は未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人の申立期間の国民年金保険料を除き、国民年金制度発足時から60歳到達までの保険料をすべて納付しており、しかも、昭和47年度から58年度までは夫婦共に現年度納付していることが夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）で確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が説明する国民年金保険料の納付方法は、B市における保険料の納付方法の変遷と一致する上、申立期間当時に、同市立A小学校で出張検認が行われていたことが同市の記録により確認でき、申立人の説明の信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月に連番で払い出されており、昭和46年度から49年度までの保険料は夫婦同一日に納付していることが夫婦の国民年金手帳により確認できる。このことから、申立人が主張するとおり、夫婦と一緒に国民年金に加入し、一緒に保険料を納付していた状況がうかがえ、申立期間について、申立人の夫の保険料のみを納付し、申立人は未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1619

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年8月まで
私たち夫婦の国民年金の加入手続を私が行った時に、以前の未納保険料も納付したいと希望した。後日、納付書が送られてきたので、私が郵便局で納付し、その時の領収証書を持っている。社会保険事務所からの回答で、当時の納付書の記入誤りだと言われたが、申立期間を含む分の領収証書があるのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書の納付対象期間は、「昭和43年1月分から46年3月分までの3年3か月」と記載されており、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った47年3月（申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期）当時未納であった保険料を、申立期間を含めてすべて納付する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人が所持する領収証書には第1回特例納付の実施期間中である昭和47年3月の領収印が押されているが、記載されている金額は、納付対象期間の国民年金保険料を過年度納付（45年1月から46年3月までの15か月）及び特例納付（43年1月から44年12月までの24か月）した場合の金額とは異なり、特例納付期間を16か月と誤って計算した場合の額に相当する。

しかし、当該領収証書は申立人の申出に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、申立人はその差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1620

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年8月まで
私たち夫婦の国民年金の加入手続を妻が行った時に、以前の未納保険料も納付したいと希望した。後日、納付書が送られてきたので、妻が郵便局で納付し、その時の領収証書を持っている。社会保険事務所からの回答で、当時の納付書の記入誤りだと言われたが、申立期間を含む分の領収証書があるのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書の納付対象期間は、「昭和43年1月分から46年3月分までの3年3か月」と記載されており、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った47年3月（申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期）当時未納であった保険料を、申立期間を含めてすべて納付する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人が所持する領収証書には第1回特例納付の実施期間中である昭和47年3月の領収印が押されているが、記載されている金額は、納付対象期間の国民年金保険料を過年度納付（45年1月から46年3月までの15か月）及び特例納付（43年1月から44年12月までの24か月）した場合の金額とは異なり、特例納付期間を16か月と誤って計算した場合の額に相当する。

しかし、当該領収証書は申立人の妻の申出に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、申立人の妻はその差額は当然納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年12月は38万円、17年1月から同年7月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 8 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成16年2月から17年8月25日までの間について、社会保険庁の記録では、標準報酬月額は36万円であった。

しかし、平成17年1月に昇進して月給52万5,000円となり、厚生年金保険料を毎月3万5,987円控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬月額により、平成16年12月については38万円、給与明細書の保険料控除額により、17年1月から同年7月までの期間については50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪し、事業主も不明としているところ、給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されて

いる標準報酬月額が、平成16年12月から17年7月までの期間にわたり一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案1514

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和27年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年4月から同年8月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和27年にA社B支店から同社C支店に転勤したが、社会保険庁の記録では、同社B支店における資格喪失日が同年4月1日、同社C支店における資格取得日が同年11月1日となっており、7か月の無資格期間が生じている。会社からは申立期間を含めた在籍証明書と人事記録カードの写しをもらっているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務（昭和27年8月19日に同社B支店から同社C支店に異動発令。）していたことが確認できる。

申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年9月1日までの期間については、A社B支店が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の同支店での資格喪失日は、同年9月1日として記録されており、その後

に資格喪失日に係る変更の届出が行われた形跡も見当たらないことから、申立人が同日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和27年4月から同年8月までの標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和27年9月1日から同年11月1日までの期間については、上述の雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立人が当該期間に同社C支店に継続して勤務し、同年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和27年9月及び同年10月の標準報酬月額については、同年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の人事部は、「当社に保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届から、同年9月及び同年10月の2か月の空白期間について届出ミスがあった。」と認めていることから、事業主が同年11月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月30日の標準賞与額に係る記録を42万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

私がA社から支給された平成16年7月賞与に係る厚生年金保険料が国に納付されていなかった。当該賞与からは保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金台帳及びA社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び給与明細書の賞与額から、42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を未提出であったことを認めており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和37年3月15日にA社に入社し、平成16年4月15日に退職するまで継続して勤務していたが、同社C支店から同社B支店へ転勤した際、厚生年金保険被保険者としての記録が1か月分欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、人事記録、同社健康保険組合の健康保険資格取得証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年5月16日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月21日から同年8月1日まで

A社には、昭和42年4月3日に入社し、平成19年に退職するまで途切れることなく本社や支店で勤務した。本社からB支店に転勤した時に、加入記録が1か月脱落したと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出を受けた在職証明書及びB健康保険組合の被保険者記録により、申立人が昭和42年4月3日からA社に継続して勤務し（45年7月21日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案1518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年7月1日まで

夫(申立人)の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和39年3月1日から同年7月1日までが空白期間となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時の給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人の妻から提出された給与明細書により、申立人が少なくとも同年4月にA社に入社し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和39年7月1日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、A社にも申立人に係る申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係資料は残っていない。

また、申立人と同時期にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に確認したが、申立人が昭和39年3月から勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできず、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額の記録については、昭和60年8月、同年9月及び63年4月から同年12月までの期間は22万円、60年10月から62年7月までの期間は18万円、同年8月から63年3月までの期間は20万円、平成11年10月から12年4月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月21日から同年8月1日まで
② 昭和60年8月1日から平成元年1月1日まで
③ 平成11年10月1日から12年5月1日まで

申立期間①について、私は、B社に勤務していたが、同社はA社に吸収合併され、継続してA社に勤務した。勤務先がB社からA社に変わった時期は記憶に無いが、A社においては、仕事内容も給与金額もB社と同じであった。給与明細書に記載のとおり、保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

申立期間②及び③について、実際の給与額より、低い標準報酬月額で記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、昭和60年6月21日にB社を退職し、同日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる

保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年8月、同年9月及び63年4月から同年12月までの期間は22万円、60年10月から62年7月までの期間は18万円、同年8月から63年3月までの期間は20万円、平成11年10月から12年4月までの期間は32万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が申立期間②及び③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和27年4月1日に入社し、30年11月30日に退職するまでの間、ずっと同社に勤務していた。被保険者期間に空白の期間があることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の辞令の写し、同社から提出された人事記録（異動歴情報）及び同社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年3月1日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

平成20年6月、社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、納付の事実は確認できたものの、申立期間は厚生年金保険加入期間と重複する期間であることから、昭和52年8月12日付けで同期間の保険料は還付しているとの回答をもらった。

しかし、保険料の還付を受けた記憶は無いので、同期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には「還付51.9～52.3まで9,800円(52.7.29)」とする申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる記載が認められるほか、同庁が保管する還付整理簿にも、申立期間の保険料については、保険料過誤納となったことを理由として昭和52年7月29日に還付決定されたこと、同年8月12日に還付金が支払われたことが明記されている。

また、上記国民年金被保険者台帳及び還付整理簿に記載されている内容は、申立人が、昭和51年9月以降、厚生年金保険被保険者資格を取得したため、結果として、申立期間について重複して保険料が納付されたことと符合している上、記載されている還付金額も申立期間の当時の保険料と一致しており、不自然なところは無い。

さらに、ほかに申立人への申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年12月まで

私は、婚姻後の昭和42年10月ごろ、町内の人に勧められて国民年金に加入した。加入手続は町内の人に依頼し、集金も町内の人から自宅に来てくれていた。領収書を受け取っていたが、紛失してしまった。申立期間については、保険料を納付していたはずなので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月4日に払い出されており、その際、申立人は51年1月12日に任意加入被保険者として資格取得したとされている。このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致しており、申立人はこのころに国民年金に任意加入したものとみられるが、申立人は、申立期間においても、任意加入被保険者の対象であり、この加入手続の時点を基準とすると、任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間において申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、町内の人に保険料を納付して、領収書を受け取っていたとしているが、A市では、町内会の集金人が保険料を徴収した際に領収書を交付するような取扱いは行っていなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、A市では、昭和47年度に保険料の徴収方法を集金人から納付書方式に変更していることから、申立人の保険料納付方法に関する記憶は曖昧である上、申立期間における保険料額についての記憶も明確ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から同年12月まで

私は、会社を退職した後、母親から国民年金への加入手続をするように言われ、A市役所に行き、国民年金の窓口で昭和47年8月の保険料を納付した。同年9月及び同年10月の保険料は母親から町内の集金人へ納付してくれたと聞いていた。婚姻後、B市役所から連絡があり、母親に頼んで同年11月及び同年12月の保険料を納付してもらった記憶がある。納付を証明するものは無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A市役所において、国民年金の再加入手続を行い、国民年金窓口で昭和47年8月の保険料を納付したとしており、申立人が所持する国民年金手帳の記録欄には、資格取得日が同年8月31日と記載され、その記載されている氏名（旧姓）及び住所から推測すると、申立人は会社を退職後、婚姻する同年12月までの間に国民年金加入手続を行ったものと考えられる。

しかしながら、A市では、「当時、市役所の国民年金窓口では国民年金保険料の収納は行っておらず、申立期間当時の保険料の納付は、1期（3か月）ごとであり、8月に国民年金の資格取得をした場合は、第2期分の8月及び9月の2か月分の納付書を作成することとしていた。」としていることから、市役所の国民年金窓口において昭和47年8月の保険料のみを納付することは考え難い。

また、申立人は、申立人の母親が昭和47年9月及び同年10月の保険料を町内の集金人に納付したとしているが、A市保管の未納収納リストを見ると、申立人の氏名が記載されており、その欄の「ソシキNo.」には「00-00」となっている。

同市では、「この記載は、町内の納付組織には加入していなかったことを表している。」としていること、及び申立期間当時、申立人と同居していた者で国民年金加入者はいなかったことから、集金人が申立人宅へ訪問することは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月から同年12月までの保険料を母親が納付したとしているが、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年2月まで

私は、昭和48年3月5日にA市B支所において国民年金の加入手続を行った。当時、同支所で任意加入となることの説明も無く、46年6月にさかのぼって保険料を納付することができますと言われ、いくらだったか記憶に無いが、言われるまま保険料をまとめて納付した。その後、平成19年12月12日にC社会保険事務所へ相談に行った時、申立期間の保険料が未納とされていることを聞かされたが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和48年5月9日に払い出され、その資格取得日は同年3月5日となっており、このことは、A市の国民年金被保険者名簿とも一致し、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられる。申立人は、申立期間においても任意加入の対象者であり、この加入手続の時点を基準にすると、任意加入被保険者は、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A市B支所において加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付したとしているが、同市では、申立期間当時、同支所では過年度納付書の発行及び保険料の収納事務は取り扱っていなかったとしており、申立人の主張と相違するほか、まとめて納付したとする保険料額も不明であるなど、申立人の納付状況に係る記憶は明確でない。

さらに、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月

申立期間当時は、会社を退職し家業である飲食店を手伝っていた時期であるが、私の国民年金については厚生年金保険との間に空白期間が生じないように加入手続き保険料を納付してくれていたと父親から聞いていた。父親の年金制度に対する意識は高いものであったので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、保険料納付状況等の詳細が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和43年3月2日となっており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳においても同日であることが確認できる。このため、申立人は申立期間において未加入となるため、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から43年3月まで
昭和39年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以後3か月ごとに、自宅に訪れる集金人に300円の保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、A市で2回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。このうち、1回目の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和36年3月に払い出されているが、当該国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、同年7月1日に国民年金の資格を喪失したことが記載されており、これ以後、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号で資格を再取得した記録は無い。

また、2回目の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和43年7月に払い出されている。当該国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、資格取得日は同年4月と記載されているほか、上記の二つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人は、昭和36年7月に国民年金の資格を喪失後、43年7月まで資格の再取得手続を行っておらず、かつ、申立期間は資格喪失から再取得までの間の無資格期間であることから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時に国民年金保険料を納付したとする集金人と同姓の者が、A市の国民年金推進員として一人、在籍していたことが確認できるが、同人の在籍期間は昭和46年8月から59年5月までであり、申立期間と

相違する。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を同時期に行った覚えがあるとする当時の隣人の資格取得日は昭和 42 年 12 月であり、39 年ごろに加入手続を行ったとする申立人の説明と相違する。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から45年10月まで

申立期間当時、同居していた伯母（父親の姉）に国民年金への加入を勧められ、自宅で集金人を通じて加入手続を行い、その後、毎月、100円又は150円の保険料を納付したことを覚えているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長女（昭和36年9月生）が生まれて間もないころに国民年金に加入したと記憶しているが、社会保険庁の国民年金受付整理簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は45年12月にその夫と連番で払い出されたことが記載されており、申立人は、申立期間当時から転居が無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を受領した記憶は無く、現在所持している国民年金手帳の発行日は昭和45年11月14日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和45年11月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入の対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、毎月、集金人が来て、国民年金保険料を納付すると領収書を受領していたとしているが、申立人が居住するA市においては、集金人の

集金頻度は3か月ごとで、申立期間当時には、国民年金手帳による印紙検認方式で集金しており、申立人の記憶と相違する。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年3月まで
② 平成7年6月

就職した平成7年4月か同年5月ごろ、同居の母親と、A市役所又はB社会保険事務所へ行き、未納であった申立期間①の国民年金保険料を納付した覚えがある。保険料は約10万円で、領収書はもらえなかったと思う。

また、申立期間②の保険料は、転職した平成7年7月以降に納付したと思う。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

就職した平成7年4月か同年5月ごろに申立期間①の国民年金保険料を納付し、転職した同年7月以降に申立期間②の保険料を納付したとする申立人の説明どおりとすると、同年4月か同年5月に国民年金の資格喪失手続きを行い、同年7月以降に申立期間②の1か月に係る資格の再取得及び喪失の手続きが行われていたことになる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、平成9年6月に申立人の資格記録の訂正処理が行われ、その際に申立期間①に係る資格の喪失、申立期間②に係る資格の再取得及び喪失の記録が追加されたことが記録されている。この点については、申立人が所持する2冊の年金手帳にも、申立期間当時に資格得喪の手続きが行われたことを確認できる記載は無い。以上のことから、申立人は20歳到達時から9年6月までは国民年金被保険者とされており、保険料の納付書も送付されていたと考えられ、申立期間①及び②のみに限定して保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立期間①については、申立人は、市役所か社会保険事務所で保険料

を納付したとするのみで具体的な記憶が無く、同行したとする申立人の母親に聴取しても同様であるほか、申立期間②については、申立人が再就職した後に納付したと思うとするのみで、保険料納付の時期及び方法に関する具体的な記憶が無い。

さらに、申立人と経歴が類似するその妹（20歳当時は専門学校生）について、申立人は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してしばらくしてから、その妹は保険料を納付していたと思うとしている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人の妹の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度が創設された平成9年1月以降に行われており、保険料は12年2月に2か月分（平成11年4月及び同年5月分）を納付したが、それ以外の期間は未納及び第3号被保険者期間であることが記録されており、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

結婚後、集金人から、国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明され、国民年金に加入し保険料を一括で納付した。

また、3か月ごとに保険料を納付したことを示す昭和45年当時の家計簿がある。家計簿があるにもかかわらず、資格取得日が46年4月1日とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、婚姻（昭和43年11月）して2年から3年後に国民年金に加入したと説明したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の加入手続は46年4月ごろに行われたものと推認され、その時点は、未納保険料を一括納付することができる第1回特例納付実施期間（45年7月から47年6月まで）中である。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は昭和46年4月1日と記載されており、それ以前の期間である申立期間は無資格期間であり、特例納付を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人は、集金人かA市B区役所の国民年金の窓口で保険料を一括納付したとしており、記憶が不明確である上、同市では、集金人や区役所の窓口では特例納付保険料を扱っていなかったとしており、申立人の説明と相違する。

さらに、申立人は、第1回特例納付の実施期間と重複する昭和45年1月から46年12月までの家計簿を所持しているが、その記録の中には、特例納付に該当する出金記録は記載されておらず、少なくともこの期間内には特例

納付が行われていた形跡は認められない。

- 2 申立人は、上記家計簿の中に、申立人が昭和 45 年当時に国民年金保険料を納付していたことを示す記載があるとしており、当該家計簿には、ほぼ 3 か月ごとに保険料の納付記録が記載されている。

しかし、当該家計簿に記載されている保険料の納付記録では、例えば、昭和 45 年 7 月の納付額 (1,650 円) は、35 歳以上の者一人及び 34 歳以下の者一人の 3 か月分 (同年 4 月から同年 6 月まで) の保険料額に合致し、婚姻後は三人 (申立人、その妻及び父親) の保険料を納付していたとする申立人の説明と矛盾する上、うち 35 歳以上の者一人の保険料は当時同居していた申立人の父親のものと考えられるが、申立人の妻も保険料を納付していたことから、残り一人分の保険料が申立人のものであったとは推認できない。以下、46 年 6 月までの保険料納付記録はすべて二人の 3 か月分の保険料額に合致し、同年 9 月の納付額 (5,400 円) になって初めて三人分の保険料額 (6 か月分納付が一人、3 か月分納付が二人) に合致する。

また、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和 46 年 4 月ごろに行われたと推認され、45 年時点では申立人は国民年金に未加入であった上、46 年 3 月以前の期間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

- 3 申立人が提出した家計簿以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書等) は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和35年12月からA市B区の実家を離れてC市に居住していたが、国民年金保険料は兄の妻（以下「義姉」という。）に頼んで集金人に納付してもらっていた。37年7月に同市へ住民登録を異動させてからも、38年9月に婚姻するまで義姉に納付してもらっていた。

また、婚姻後は夫の保険料は納付済みとなっている。どのように納付していたか覚えていないが、夫が自ら保険料を納付したとは考えられないため、私が夫の分を含め夫婦二人の保険料を納付したと思う。

以上のことから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年4月から申立人が婚姻した38年9月までの間については、申立人は自ら国民年金保険料を納付したことは無く、その義姉に保険料の納付を依頼していたとしている。当該期間は30か月と長期に及ぶが、申立人の義姉に聴取しても、その間、申立人の保険料を納付していたことについての明確な記憶が無いとしている。

2 申立期間のうち、申立人の婚姻後は、申立人がC市で国民年金保険料を納付していたと思うとしており、申立人の住民登録は婚姻前の昭和37年7月に同市に異動されたことが住民票により確認できる。

しかし、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、昭和42年5月に、C市を管轄するD社会保険事務所に申立人の被保険者台帳が移管されたことが記載されている。このことから、申立人は、その時期ごろまで同市で国民年金の住所変更手続を行っていなかったものと推認され、同市で保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫の国民年金加入手続は昭和43年1月ごろに行われたものと推認される。このため、夫婦の婚姻から4年以上が経過した同年1月ごろまでは夫の保険料を納付することはできず、婚姻後は、夫婦二人の保険料を申立人が納付していたと思うとする申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されている。この点については、申立人の夫の国民年金加入手続が行われた時点では、60歳到達までの保険料納付可能期間が21年余りで、老齢年金の受給資格要件（保険料納付済期間23年）を満たすことができない。このため、夫は、老齢年金の受給資格要件を確保するとともに、満額受給ができるよう加入手続後に過年度納付及び特例納付を行ったものと考えられる。

しかし、申立人は、老齢年金の受給資格要件確保の観点からは、その夫と一緒に過年度納付及び特例納付を行う必要は無い上、申立人自身、夫の国民年金保険料をまとめて納付したことはあるが、申立人の未納保険料をまとめて納付したことは無いとしている。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 7 日から 36 年 5 月 7 日まで
社会保険事務所によると、私には、昭和 34 年 5 月 5 日から 35 年 5 月 7 日までA社の厚生年金保険被保険者記録がある。
しかし、私が所持する年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録」欄には、A社の資格喪失日が昭和 36 年 5 月 7 日と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務したことは認められるが、申立期間当時、同社に勤務していた同僚4人は、いずれも申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態については確認できない。

また、年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録」欄は、社会保険事務所に記載の義務は無く、同事務所が申立人の年金手帳にA社の資格喪失日を記載した事実は確認できない。

さらに、A社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態については不明としている。

このほか、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月ごろから29年9月ごろまで

私は、A組合に正規職員として就職し、肥料の運搬を行っていた。紛失してしまっただが、年金手帳を受け取った記憶があるので、厚生年金保険の記録が無いことには納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA組合に勤務していたことは、同僚の証言と申立人が主張している業務内容が符合することから推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA組合の健康保険厚生年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、昭和25年5月1日から30年6月1日までの間に申立人の氏名は無く、その間の健康保険整理番号(*番から*番まで)に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、A組合は、申立人について、正規の組合職員として勤務した記録が無いと回答している上、申立人が氏名を挙げた同僚5人のうち3人は、同組合における被保険者記録が無く、当時、同組合では、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない職員が勤務していた状況がうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 26 日から 33 年 6 月 1 日まで

私は、A社に昭和 33 年 5 月末まで勤務していたはずなのに、社会保険庁の記録では 30 年 6 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社における申立人の資格喪失日については、昭和 30 年 9 月 29 日受付の「喪失年月日訂正願」に基づき、同年 1 月 10 日から同年 6 月 26 日に記録訂正されていることから、同社では、同年 6 月 26 日から同年 9 月 29 日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと認識していたものと考えられ、その後の申立期間についても、申立人について、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

また、A社は、「当時の資料は無く、保険料の控除や納付についても不明である。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、保険料控除については覚えていないとしている。

さらに、申立期間は、約 3 年の長期にわたっており、申立期間に申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録を再取得させたとするならば、事業主が算定基礎届を提出して、管轄社会保険事務所が定時決定を行う機会が 3 回、これに被保険者資格の得喪に係る届出の機会を含めると、少なくとも 5 回の届出を記録する機会があったと考えられるが、そのすべての機会において社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から29年6月18日まで
② 昭和29年8月2日から30年5月25日まで

申立期間にA社及びB社に勤務していた。当時、勤務していたことを証明できるものは無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は昭和63年3月25日に全喪しており、同社を承継した事業所は、「申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無い。」と回答している上、A社の当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっており証言が得られないことから、申立ての事実を確認できない。

また、申立人は、「私の妻も、昭和28年4月から29年6月までA社の総務課に勤務していた。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録では、同社における申立人の妻の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、B社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、「当該事業所は存在しない。」と回答しており、社会保険事務所には、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社の当時の事業主及び同僚については、申立人が名前を覚えていないため、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 2 月まで

A社に同時入社した同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私には記録が無い理由が分からないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「資料は廃棄済みであり、当時の事務手続については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が一部無かったり、同社への入社日と被保険者資格の取得日が異なっていたりするなど、同社では、勤務場所などによって厚生年金保険の資格を取得させなかったり、入社後一定期間をおいて資格取得の届出を行うなどの取扱いをしていたものと推測される。

さらに、雇用保険についても、A社における申立人の被保険者記録は存在しない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年4月から12年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年10月から14年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から14年10月21日まで

私は、A社の代表取締役であったが、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から、標準報酬月額を引き下げて、滞納金を清算処理するよう提案を受けた。私は同意していないのに、社会保険事務所が勝手に記録訂正を行ったことで年金額が減ることに納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁の記録により、申立人の標準報酬月額に係る記録は、平成12年7月27日に、申立期間のうち、3年4月から6年10月までは53万円から9万2,000円に、同年11月から12年9月までは59万円から9万2,000円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁の記録及び同社の法人登記簿謄本により認められるところ、申立人は、「厚生年金保険料の滞納を解消するため、私の標準報酬月額をさかのぼって減額するよう社会保険事務所の指導を受けた。それでも解消できないため、二人の社員の名前を伝えたが、まさか、これほど長期間にわたって大幅に減額されるとは思っていなかった。」と主張

している。

しかしながら、当該訂正処理を行った社会保険事務所では、当時の資料は保存期限の経過により既に廃棄しており、処理が行われた経緯は不明と回答しているものの、申立人は、代表取締役としてA社の厚生年金保険に係る事務に深く関与していたことが認められることから、申立人の同意が無いまま、社会保険事務所がかかる処理を行うとは考え難く、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正処理された標準報酬月額については、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役として会社の業務としてなされた行為に対し責任を負うべき立場にあったことから、訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、当該訂正処理後の平成12年10月から14年9月までの期間については、申立人は、当時の収入に比べて、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は低すぎると主張しているものの、申立人に係る当該期間の保険料控除額を確認できる資料は無い上、申立人は、「当時、保険料の滞納整理に関し、再三、社会保険事務所の指導を受けていた。」と証言していることから、申立人の報酬額からみて著しく低額の報酬月額を社会保険事務所に届け出たとしても不自然ではない。

また、申立人は、当時、上述のとおりA社の代表取締役であり、社会保険事務所から保険料滞納の解消に係る指導を受ける等、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正処理後の当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1527

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年10月まで

私は、申立期間当時、A社に運転手として勤務していた。時間がある時はモーターの部品作りを手伝っていた。厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から判断して、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、人事記録等の関係書類は何も残っていないと回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除の事実は確認できない。

また、当時の事情を知る事業主の母でもある事務員は「申立人は覚えていない。申立期間当時は、正社員については試用期間があり、臨時又はパート雇用の場合は、社会保険等の被保険者資格取得手続はしていなかった。」と証言している。

さらに、雇用保険についても、A社における申立人の被保険者記録は存在しない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 30 日から 33 年 10 月 30 日まで
申立期間は、A社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、A社は、昭和 38 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主の妻は、「申立人は、A社ではなく、亡夫の父親が経営していたB社（後のC社）において記録があるのではないか。」と証言しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 4 月 1 日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 7 日から 29 年 7 月 27 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 10 日から同年 6 月 26 日まで
④ 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
⑤ 昭和 45 年 2 月 2 日から 46 年 6 月 29 日まで
⑥ 昭和 47 年 2 月 1 日から 50 年 9 月 22 日まで
⑦ 昭和 50 年 9 月 22 日から 56 年 4 月 25 日まで
⑧ 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 12 月 22 日まで
⑨ 昭和 60 年 7 月 13 日から同年 8 月 30 日まで
⑩ 昭和 60 年 10 月 7 日から同年 11 月 21 日まで
⑪ 昭和 60 年 11 月 21 日から平成 5 年 7 月 21 日まで
⑫ 平成 5 年 8 月 6 日から 9 年 5 月 13 日まで

申立期間の標準報酬月額が相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、A社、B社及びC社はそれぞれ基準給与簿等の資料を廃棄しており、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたか確認できない。

申立期間②について、D社は昭和 50 年 10 月 1 日に全喪しており、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたか確認できない。

申立期間⑤及び⑥について、E社は昭和52年7月1日に全喪しており、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除され

ていたか確認できない。

申立期間⑦、⑧及び⑪について、申立人が提出したF社の給与明細書（申立期間⑪のうち、平成4年1月分、同年2月分、同年12月分及び5年1月分から同年5月分まで）によれば、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

また、F社は基準給与簿等の資料を廃棄しており、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたか確認できない。

申立期間⑨について、G社から提出を受けた給与明細書によれば、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

申立期間⑩について、H社から提出を受けた給与計算書によれば、当該給与計算書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

申立期間⑫について、I社から提出を受けた給与明細書によれば、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人に係るJ厚生年金基金保管の厚生年金基金加入員台帳によれば、申立期間⑤のうち昭和46年4月1日から同年6月29日までの期間及び⑥から⑫までの各期間の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間①から⑤までの各期間について、社会保険庁の記録において、同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は無い。

加えて、申立期間⑨、⑩、⑪のうち平成4年1月分、同年2月分、同年12月分及び5年1月分から同年5月分までの期間並びに⑫を除き、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月から36年11月まで
② 昭和36年12月から37年4月まで

申立期間①にはA社で社長車の運転手として勤務していた。入社時に経理担当のBさんに言われ、厚生年金保険被保険者証を実家から取り寄せて提出した。

申立期間②には、C社でシャンプー製造の仕事をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚の証言及び同社から提出を受けた給与計算書により、申立人が昭和36年6月から同年11月まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、給与計算書によれば、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社は、当時の厚生年金保険の取扱いは不明としているところ、申立人と同じ運転手として入社した同僚は、入社時に半年の試用期間があると説明を受けたと証言している上、給与計算書において、同僚は、入社時の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、当時、同社は入社後直ちに厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことが推認される。

申立期間②について、C社の元社長から提出を受けた在籍証明書により、

当時申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は昭和49年9月27日に全喪し、関連資料を処分しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等については確認できない。

また、社会保険事務所におけるC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の名前は無い。

さらに、C社の元社長は、「期間は定かではないが、申立人は臨時雇用として採用した。しかし、申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させたか否かについては正確な記憶は無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和32年10月20日から34年5月1日まで
③ 昭和35年12月20日から36年4月6日まで

申立期間①及び②について、終戦後、旧制中学を3年で中退し、進駐軍が来る前の準備のために働き始めた。当時は給料が郵送で送られて来るため、どこの管轄で働いたか分からないが、進駐軍キャンプで働いていた。

申立期間③について、A社に入社して本社で働いていたのに、B支店に転勤後しか記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年までにかけて駐留軍施設の所在する都道府県知事が「C機関」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ってきている。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所を管轄するC機関は、昭和24年4月1日から社会保険制度が適用されていることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事務所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることは考え難い。

また、C機関によると、申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、C機関並びにD、E及びF防衛局によると、申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、当時の同僚は、申立人が駐留軍施設のいずれかに勤務していたことは証言するものの、期間及び場所については記憶が定かではないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等は確認できない。

申立期間③について、A社は昭和40年3月16日に全喪しており、商業登記簿によれば、同社は既に解散していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は確認できない。

さらに、申立てに係る上司及び同僚は、いずれも申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、期間に関する記憶は定かではないことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたか確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月30日から2年1月1日まで

私は、昭和63年1月から平成元年12月末までA社に勤務していた(ただし、同年12月は有給休暇の期間であった。)が、厚生年金保険の記録を確認したところ、資格喪失日が同年12月30日とされ、同年12月の厚生年金保険の記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険の資格喪失日より更に早い平成元年11月30日であることが確認できる上、同社において同年11月1日に被保険者資格を取得している4人の同僚のうち意見聴取できた2人はいずれも、申立人が申立期間に勤務していた記憶は無いとしている。

また、A社は既に全喪している上、申立期間当時に同社の社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士事務所にも、当時の関連資料は保存されておらず、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

さらに、被保険者資格の喪失日が確認できたA社の78人の同僚の記録をみると、月末が資格喪失日とされている者は21人、月末月初以外の日が資格喪失日とされている者が9人いることから、申立人の資格喪失日が平成元年12月30日とされていることに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から35年9月25日まで

私がA社に勤務していた申立期間については、厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚20人に照会した結果、回答のあった15人中4人が申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことまでを裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、A社は、昭和43年3月に厚生年金保険の適用事業所を全喪している上、申立期間当時の事業主へも連絡が取れないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の昭和30年2月1日から36年7月7日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人とみられる記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 10 月から 10 年 9 月まで
② 平成 10 年 10 月から 11 年 10 月まで
③ 平成 11 年 11 月から 14 年 9 月まで
④ 平成 20 年 2 月及び同年 3 月

私は、A社に係る標準報酬月額の社会保険事務所の記録内容に不安があったため、過去の記録を調べたところ、平成 9 年 10 月から 14 年 9 月までの標準報酬月額と月々の給与額との間に大きな開きがあることが分かった。実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成 20 年 2 月及び 3 月の厚生年金保険料の控除額についても納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立期間に係る給料明細書に記載された報酬額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。給料明細書に記載された保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は「当社における従業員の報酬は、給与と賞与を合わせて支給していたため、賞与部分を除いた金額が報酬月額となる。申立人についても、毎月の報酬として支払った金額に比べて低い報酬月額を社会保険事務所に届

け出していた。なお、申立人の給与からは社会保険事務所に届け出た報酬月額に見合う保険料を控除していた。」旨証言している。

これらのことから、申立期間において、A社は、申立人に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出たものと推認されるところ、厚生年金保険料については、届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算出した保険料額を従業員給与から控除していたと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1535（事案276の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から29年1月まで
② 昭和29年6月から30年3月まで
③ 昭和30年5月から同年7月まで

私は、当初、申立期間①及び②について、昭和25年4月から30年3月までA社に住み込みで勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者期間が29年2月から同年5月までの4か月間しかないので、その前後の期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい旨、また、申立期間③について、同社を退職後、30年5月から定年退職するまでB社に勤務していたが、厚生年金保険資格取得日は同年8月1日となっているので、その前の期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年9月3日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、前回の審議結果に納得がいかないので、再度審議の上、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、社会保険事務所の記録により、A社が、当該期間当時に厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、申立期間②に係る申立てについては、同社は、昭和56年11月4日に全喪しており、申立期間当時の関連資料を確認することができない上、事業主等の証言を得ることができないこと、申立期間③に係る申立てについては、B社の事業主が「当社では、途中入社の人については、入社と同時に雇用保険には加入させていたが、試用期間を3か月ほど設け、その期間は厚生年金保険の資格取得手続をしていなか

ったと思われる。」と証言していることのほか、すべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①及び②について、A社の後継会社はC社であるとの情報を得たため、同社について、再調査を希望しており、A社が全喪していることから申立期間当時の関連資料を確認することができないことを理由とし、当委員会が判断した審議の結果に納得がいかないと主張するとともに、申立期間③について、雇用保険の記録があることから、厚生年金保険の被保険者資格も取得していたはずであると引き続き主張している。

しかし、申立期間①及び②について、C社に係る調査を行ったところ、同社は、A社と同様に商業登記簿上は登記が確認できるものの、当該登記簿上の本店所在地に同社は存在せず、事業所としての実態はうかがえない。

また、当時の同僚は、「昭和29年2月1日以前からA社に勤務していたが、会社が厚生年金保険の適用事業所となった日より前の被保険者記録は無い。」と証言し、別の同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となった際、その旨を事業主から説明を受けた。」と証言している上、新たに連絡先が判明し事情を聴取できた申立期間当時の複数の同僚からは、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、C社に係る商業登記簿から確認できた同社の役員は、調査に応じないため、証言等を得ることもできず、申立ての事実について確認することができない。

加えて、申立期間③について、B社の事業主は、「途中入社の人について、試用期間中は厚生年金保険の資格取得手続きをしていなかった。」と証言をしているところ、当該事業主に再度聴取を行ったが、「前回調査時に証言した内容以外に話をする事は無い。当時の資料は保存していない。」と回答があり、新たな資料及び証言は得られなかった。そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 7 月 26 日まで
申立期間について脱退手当金を受給していることになっているが、請求した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を請求したことを示す「脱」表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の被保険者原票にも、「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月20日から45年9月16日まで

私は、申立期間について、A社B支店における勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっている。

しかし、私は当時、同僚とのいざこざで昭和45年9月ごろに何の手續もしないまま会社を辞職しており、脱退手当金の受給はおろか、退職金やその月の給与も受け取っていない。

また、脱退手当金裁定請求書の氏名等の筆跡は自分のものではない。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書が現存しており、この請求書から、申立人の脱退手当金については、退職から約4か月後の昭和46年1月20日に請求書が受け付けられ、9日後の同年1月29日に支給されていることが認められる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の退職日から前後3年間にA社B支店を退職した女性6人のうち、4人に脱退手当金の支給記録を確認でき、このうち3人が退職後約1か月から2か月後に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、いずれも請求手続の時期は退職後、間もないころとなっている上、同社B支店を退職し脱退手当金の支給記録がある同僚のうち、連絡先の把握できた2人は、いずれも事業所で脱退手当金の手続をしてもらって受給したと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年3月23日から36年7月15日まで
② 昭和36年7月15日から42年1月17日まで
③ 昭和42年2月17日から44年4月21日まで

私は、申立期間について、A社、B社及びC社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっている。

しかし、私は、昭和44年5月に婚姻したため、同年6月ごろにD社会保険事務所へ行き、厚生年金保険被保険者証の姓を変更した記憶がある。

また、その時に職員から、「これから働くつもりなら脱退手当金の手続はしない方がよい。」と言われた記憶もあることから、私は脱退手当金の請求を行っていない。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間③の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間①及び②の記号番号と別番号から同一番号に重複整理された記録があり、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然であるとともに、申立期間①、②及び③のすべての期間について脱退手当金の計算の基礎とされており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人のC社に係る被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③の事業所における申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後2年間に資格喪失した16人のうち、脱退手

当金の支給記録がある4人の被保険者原票にも「脱」の表示がある一方、支給記録の無い12人の同原票には「脱」の表示が無く、社会保険庁の脱退手当金支給記録と被保険者原票の表示は一致している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から27年8月6日まで
② 昭和28年12月15日から33年2月1日まで

脱退手当金を受給した期間は、年金額の計算には算入されない旨の回答を受けたが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月の前後おおむね2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者25人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのすべての者が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に、厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一の者が多数認められるほか、事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれて受給したと証言する同僚もいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、最終事業所を退職後、再就職の意思を有していなかった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわねえ。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和33年3月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年4月1日まで
② 昭和40年2月21日から44年1月1日まで

私は、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無い。

C社は、A社の系列会社であったのに、A社に勤務した期間の厚生年金保険は脱退手当金を受給したことになっているが、C社に勤務した期間は受給したことになっておらず、片方のみ受給したこととなっていることは納得できない。

調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における資格喪失日から約3か月後の昭和44年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後4年以内に資格喪失した者68人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給決定がなされており、このうち9人は厚生年金保険資格喪失日から3か月以内に支給決定されているほか、複数の同僚は事業所が手続をしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月19日から36年1月14日まで

私は、A社について、脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月の前後2年以内に資格喪失した者59人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、56人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち53人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の者は、事業所が請求手続をしたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年4月21日に支給決定されており、被保険者台帳には支給日の約1か月前の同年3月10日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。